様式第７号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長 　　　　　 　　　

短期滞在型専用住宅模様替（増築）許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった短期滞在型専用住宅の模様替え（増築）については、次の条件を付して許可します。（次の理由により許可できません。）

（模様替え（増築）を許可すると決定したとき）

１　申請以外の用途には使用しないこと。

２　退去のときは、民法第608条の規定に基づく一切の権利を放棄し、無条件で原形に復すること。

３　工事が竣工したときは、直ちに検査を受けること。

４　その他

（模様替え（増築）を許可しないと決定したとき）

理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申し立てをした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。